



民生課からのお知らせ

不法投棄絶対ダメ!!



11月号でもお知らせしましたが、またしても不法投棄がありました。村職員が現場へ行くと、道路上にコーガ石のブロックが写真のように放置されていました。そして、数日後には同じ場所にデスクトップのパソコンが1台捨てられていました。

山の中や公共の場所、他人の土地に勝手にゴミを捨てる



ことは犯罪です！心当たりのある方は、今すぐに撤去して正しい処分を行ってください。出し方の分からないゴミについては、役場民生課民生係へお問い合わせください。

▼不法投棄とは

不法投棄とは「廃棄物をみだりに捨てること」です。不法投棄は重大な犯罪です。不法投棄をした者には、5年以下の懲役と1千万円以下の罰金が続いています。

問い合わせ

民生課民生係 ☎(5)0243

■廃蛍光灯・廃乾電池の処理について

平成24年11月に島外搬出した廃蛍光灯・廃乾電池の処理量について報告します。

○廃蛍光灯：4・06トン  
○廃乾電池：4・08トン

きれいな島づくりの一環として、今後も引き続き有害ゴミの持ち込みをお願い申し上げます。

問い合わせ

民生課民生係 ☎(5)0243

■平成25年度の国民年金保険料は1万5040円です

国民年金保険料は、急速な少子高齢化に対応し制度の安定を図るため、平成17年度より平成29年度までの間、年度ごとに引き上げられることとなっております。

これにより、平成25年度の保険料については、60円引き上げられ、1万5040円となります。

なお、保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合もありますので、保険料は必ず納期内に納めましょう。

国民年金保険料に関することは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

問い合わせ

港年金事務所

☎03(5401)3211

■式根島温泉「憩の家」定休日の変更について

式根島地区の温泉施設「憩の家」のご利用、いつもありがとうございます。

「憩の家」は今まで、定休日を毎週月曜日としていましたが、4月1日から毎週水曜日に変更しますので、ご了承ください。

○定休日

毎週月曜日↓毎週水曜日

問い合わせ

民生課民生係 ☎(5)0243

■式根島の皆さんへごみ収集日とごみ処理施設開場日が変わります

先にお知らせ版でお伝えいたしました、平成25年4月1日より、ごみの収集日と施設休場日が次のとおり変更になりました。今までの日程に慣れてしまっている方には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

【式根島クリーンセンター】

毎週 水曜日休み

【可燃ゴミ】

毎週 月曜日・金曜日

【不燃ゴミ】

第1、3日曜日

【資源ゴミ】

第2、4木曜日

問い合わせ

民生課民生係 ☎(5)0243

■本村共同墓地をご利用の皆様へお願い

本村共同墓地では、お墓からあふれた砂が通路に溜まってしまう、高齢の方が大変歩きづらい状況になってしまっています。見た目は綺麗かもしれませんが、利用者全員が歩きやすい通路を確保するために、古い砂は通路や敷地内に捨てずに浜に戻すようお願いいたします。

問い合わせ

民生課民生係 ☎(5)0243

産業観光課からのお知らせ

■シカ罾について

現在、村では有害鳥獣駆除対策として、畑周辺や山の道路脇などに「シカの罾(足罾・首罾)」を設置しています。

最近、その罾を人が踏みつけた跡が見られました。罾を踏んでしまうと、罾が外れてしまい、シカがかからなくなってしまう。

罾の近くには看板が設置してありますので、十分注意してくださいますようお願いいたします。

問い合わせ

産業観光課 農林水産係

☎(5)0240内線211

■ 4月1日～30日 新島・式根島の航路と発着時間

問い合わせ：東海汽船・新島 ☎ 5-0187 式根島 ☎ 7-0357

1～7日【大型船】上り：1～7日運航  
下り：1～6日運航

東京便	下り	上り
東京	午後 10:00 発	
新島	午前 8:35 着 午前 8:45 発	午前 11:45 着 午前 11:55 発
式根島	午前 9:05 着	午前 11:20 着 午前 11:25 発
東京		午後 7:00 着 土日 7:45 着

26～5/7日【大型船】上り：27～5/7日運航  
下り：26～5/6日運航

東京便	下り	上り
東京	午後 11:00 発	
新島	午前 7:35 着 午前 7:45 発	午前 10:50 着 午前 11:00 発
式根島	午前 8:05 着	午前 10:25 着 午前 10:30 発
東京		午後 5:50 着

27～5/6日①【東京行きジェット船】

東京便	下り	上り
東京	午前 7:20 発	
新島	午前 9:40 着 午前 9:45 発	午前 11:45 着 午前 11:50 発
式根島	午前 10:00 着 午前 10:10 発	午前 11:25 着 午前 11:35 発
東京		午後 2:30 着

8～26日【東京行きジェット船】

東京便	下り	上り
東京	平日午前 8:45 発 土日午前 8:25 発	
新島	午前 11:40 着 午前 11:45 発	午後 2:15 着 午後 2:20 発
式根島	午後 12:00 着 午後 12:05 発	午後 2:00 着 午後 2:05 発
東京		平日午後 5:10 着 土日午後 5:30 着

27～5/6日【熱海行きジェット船】

東京便	下り	上り
熱海	-	
新島	-	午前 10:30 発
式根島	-	午前 10:45 着 午前 10:50 発
熱海	-	午後 1:20 着

27～5/6日②【東京行きジェット船】

東京便	下り	上り
東京	午前 7:35 発	
新島	午前 10:25 着 午前 10:30 発	午後 3:25 発
式根島	午前 10:45 着 午前 10:50 発	午後 3:35 着 午後 3:40 発
東京		午後 6:00 着

■平成25年度地域振興に係る補助事業の募集について

事業名 公益財団法人東京都島しょ振興公社 平成25年度地域振興に係る補助事業（第1回）

募集期間 4月1日（月）～5月24日（金）

企画調整室からのお知らせ

【神新汽船】下田行き：5/1を除く水曜日運休

下田便	日・火・金	月・木・土
下田	午前 9:20 発	午前 9:20 発
新島	午後 12:00 着 午後 12:15 発	午後 1:20 着 午後 1:40 発
式根島	午後 12:35 着 午後 12:50 発	午後 12:50 着 午後 1:00 発
下田	午後 4:20 着	午後 4:20 着

27～5/6日③【東京行きジェット船】

東京便	下り	上り
東京	午後 12:30 発	-
新島	午後 3:35 着	-
式根島	午後 3:15 着 午後 3:25 発	-
東京		-

対象事業

- 地域振興に係る特産品に関する事業
- 地域振興に係る観光振興に関する事業
- 地域振興に係る島おこしを担う人材育成に関する事業

事業期間 事業開始～平成26年3月末日まで

対象団体

- 概ね5名以上の東京都島しょ地域在住者で組織し、代表者・会則・名簿等のある団体等（地域公共団体は除く）
- 島しょ地域内に主たる事業所を有する小規模事業者、組合、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、その他東京都島しょ地域の活性化に資する取組みを行うと認められる法人等
- 島しょ地域内の個人事業者
- ※中小企業、創業予定者は除く（中小企業等振興補助金の対象）

補助金額 補助対象経費の5分の4以内（千円未満切捨て）で100万円（ただし、特に認められる事業については200万円）

応募窓口 企画調整室

問い合わせ

公益財団法人東京都島しょ振興公社企画管理課 廣瀬  
☎ 03（5472）6546

■新島村地域力向上事業交付金

新島村の地域の発展や活性化などにつながる事業へ補助金の制度があります。ぜひご利用ください。

▼対象事業

- ① 地域環境の向上
- ② 地域産業の振興
- ③ 文化の振興
- ④ 交流の促進
- ⑤ 人材の育成
- ⑥ 地域コミュニティづくり
- ⑦ その他地域の発展や活性化につながる事業

▼事業期間 原則1年間

▼補助の条件

- ① 島に住んでいる5人以上のグループ、団体
- ② 具体的な計画を持っていること

▼補助金額

補助対象経費の80%以内（上限50万円）

▼締切 なし（随時受付）

▼申込み・問い合わせ

企画調整室

☎ (5) 0240 内線 204

## 平成 25 年度 島しょ法律等相談一覧

### ■島しょ法律相談

東京都では、島しょに居住される方々が、法的なトラブルに出会った時のために、電話による弁護士の無料相談を行っています。

▶相談日時 月・水・金曜日

※ 祝日、年末年始の閉庁日はお休みです。

▶相談時間 午後1時～4時

※ 当日お待ちいただくことのないよう、ご予約も受け付けております。予約は月～金曜日の午前9時～午後5時（祝日・年末年始の閉庁日を除く）をお願いいたします。

▶平成 24 年度上半期の相談実施日

4月：1、3、5、8、10、12、15、17、19、22、24、26  
 5月：1、8、10、13、15、17、20、22、24、27、29、31  
 6月：3、5、7、10、12、14、17、19、21、24、26、28  
 7月：1、3、5、8、10、12、17、19、22、24、26、29、31  
 8月：2、5、7、9、12、14、16、19、21、23、26、28、30  
 9月：2、4、6、9、11、13、18、20、25、27、30

【相談・予約・問い合わせ】

東京都生活文化局 都民の声課

☎03（5388）2245

### ■島嶼部住民のみなさんを対象とする電話による法律相談

第二東京弁護士会では、東京都島しょ部の皆さんを対象とした電話による法律相談を実施しております。平成 25 年度上半期の相談実施日が確定しましたので、お知らせします。

▶相談実施日

4月26日、5月24日、6月28日、7月26日、8月23日、9月27日

▶実施時間

いずれの日も午前10時～正午まで、20分程

▶相談料 無料

▶相談までの流れ

①相談希望者は、あらかじめ第二東京弁護士会法律相談センターに電話で予約をして下さい。

②弁護士会が予約の空き状況を調べ、予約を確定します。予約が済んだら、申込み用紙を相談希望者に FAX で送付します。

③申込み用紙を受け取った相談希望者は、所定の事項を記入し、FAX で弁護士会へ相談予定日の遅くとも2日前までに返送して下さい。その際、相談希望者は相談時効に関する書類など（戸籍謄本、登記簿謄本、契約書、相手方とやりとりしている手紙など）も、あわせて FAX で弁護士会へ送付して下さい。

④相談希望者は、弁護士会で確定した予約日時に、電話をして担当弁護士と相談して下さい。

▶予約受付電話番号 ☎03（3592）1855

▶予約受付時間 平日午前9:15～午後5:15  
 （相談日の前日午後3時まで）

▶申込・相談資料送付の FAX 番号

FAX 03（3581）3337

▶相談受付電話番号

☎03（3581）2407

【問い合わせ】

第二東京弁護士会 法律相談課 壁谷

☎03（3592）1855

### ■第 13 回くらしの法律税金相談

弁護士・司法書士・税理士などの法律関係者が相談会を開催します。法律や税金、土地など相談内容は何でも構いません。相談は無料です。

主催 NPO司法過疎サポートネットワーク

新島地区 4月13日（土）午後2時～6時

場所 住民センター

式根島地区 4月13日（土）午後1時～3時半

場所 式根島開発総合センター

その他 予約無しでも結構ですが、事前予約をご希望の方はご連絡ください。また、ご希望であれば、法律家のご自宅にお伺いする出張相談にも応じます。

【問い合わせ】

NPO司法過疎サポートネットワーク

弁護士 内田 明（うちだ あきら）

☎03（5919）3530

★貸金業者からの借金は、最後の取引（返済または借入）から5年で時効となり、借金がなくなる可能性があります。長期間取引の無かった業者から請求を受けた場合には、返済せずにご相談ください。

### ■平成 25 年度特設登記所の開設

平成 25 年度の特設登記所開設のスケジュールをお知らせします。8月の開設はありません。

○4月：22、23、24日

○5月：13、14、15日

○6月：10、11日

○7月：8、9、10日

○9月：9、10、11日

○10月：7、8日

○11月：12、13、14日

○12月：10、11、12日

○1月：21、22、23日

○2月：18、19、20日

▶開設場所 本村住民センター

▶取扱業務

①登記相談 ②登記申請の受付、審査

③登記事項証明書（登記簿謄本、抄本）、地図・図面の写し、会社・法人の印鑑証明所の郵送による交付申請の受付

④会社・法人の代表者印の変更や印鑑カードの交付申請を行うに際しての届書・申請書の受付

【問い合わせ】総務課行政係 ☎(5)0240